

国からの授業料支援

ことうがっことうしゅうしゅきん

坐墊放於膝部下方



1. 中国历史地理学

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

2. 对象封装

・月の始めに高等学校や専修学校等課程等に在籍している者

※次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。

- ・保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円以上の者(5.6を参照)

・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）卒業又は修了した者

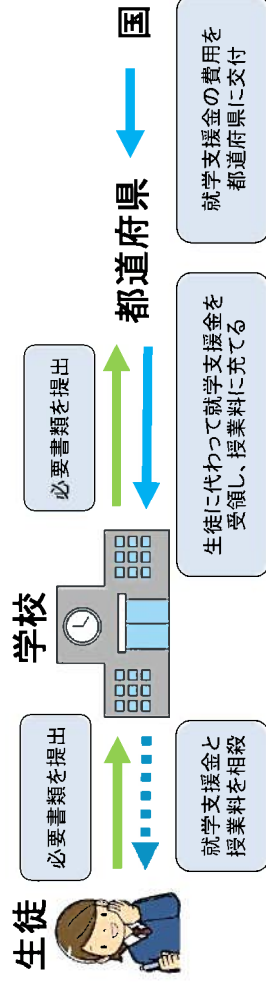
●通信講座に在學した期間に於て、通信講座に在學した期間に於て、その

数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36目を超えた者

3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。
(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



4. 受給するために必要な書類・手続

申請をしなければ支援は受けられません

(1)申請手続（4月の入学時）

①申請書（進学先の高校で配布されます）

②課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類

※ 虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

(2) 属出稼手集(毎年6月~7月頃)

※継続して支給を受けるために必須です。

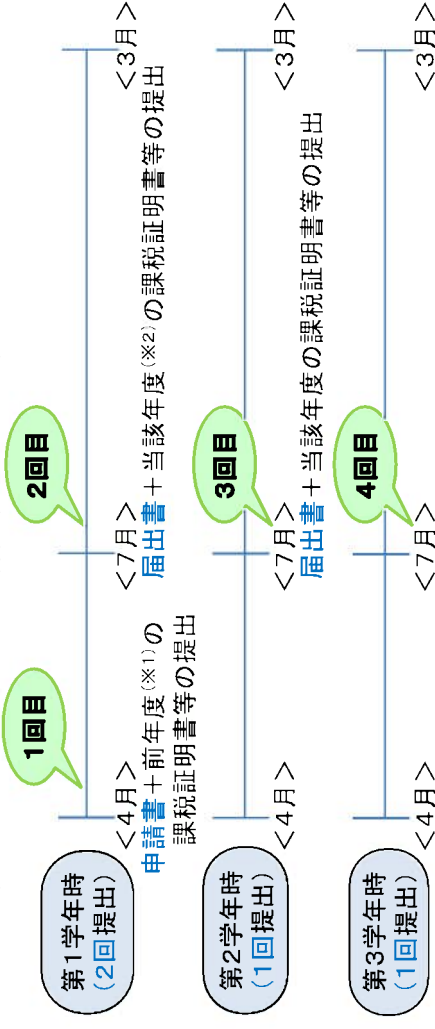
①届出書(進学先の高校で配布されます)

②上記(1)と同様(課税証明書など)

①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

※②は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員の同意が必要です。

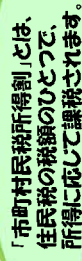
※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



書出届書十当該年度の課税証明書等の提出

※1 平成29年度に提出する場合は、28年度の課税証明書等

7. 課税証明書って何？ (市区町村により形式は異なります)



この額が30万4200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。
また、授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。

(両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合)。
年収目安は家庭の状況(家族構成、サラリーマンか自営業か等)で大きく異なる場合があります。必ず市町村民税所得割額を確認ください。

6. 誰の課税証明書を提出するの？



- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

詳細については、学校・都道府県にご相談下さい。

7. 課税証明書って何？ (市区町村により形式は異なります)

都道府県民税・均等割は含みません。東京23区にお住まいの方は、区民税所得割をご確認下さい。

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をして下さい。

ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm